

学校法人 佑愛学園

役員及び評議員の報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、学校法人佑愛学園（以下「法人」という。）寄附行為第57条の規定に基づき役員・評議員の報酬、手当、退任慰労金等に関し必要事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、報酬等とは、役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与に関する規程及び退職金に関する規程に基づくものを含まない。

（報酬等）

第3条 役員の報酬月額は、次のとおりとする。

（1）理事長 300,000円

（2）理事・監事 50,000円

2 評議員の手当は次のとおりとする。

会議出席日当 1日 20,000円

3 前2項の規程に規定にかかわらず、職員である理事（以下「職員理事」という。）には、職員の給与に関する規程及び退職金に関する規程に基づき給与及び退職金を支給し報酬を支給しない。ただし、退職金支給の対象とならない職員理事は、役員及び評議員の報酬等規程支給の基準に基づき支給する。

（日割計算）

第4条 新たに役員となった者には、その日から報酬等を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬等を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬等を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により報酬等を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬等の額は、職員の給与に関する規程第5条の規程を準用して日割りによって計算する。

（退任慰労金）

第5条 役員が任期の満了又は退任した時は、別表の在任区分ごとの基準額に、「職員の退職金に関する規程」別表に定める退職金基準率を乗じて算定する。

（費用）

第6条 役員及び評議員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、請求に応じて支払う。

2 役員及び評議員が通勤に要する交通費は、職員の給与に関する規程に準じて支給する。

3 役員及び評議員が法人業務のため国内外に出張する場合は、職員の旅費に関する規程に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員の報酬等の支給日は、毎月25日とする。ただしその日が休日及び土曜日にあたるときは、その前日とする。

2 月の中途において就任又は退任した場合は、月額を支給する。

(予算の区分)

第8条 役員及び評議員の報酬等の支給は、法人本部にかかる予算から支出する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるほか、役員及び評議員の報酬等について必要な事項は、あらかじめ評議員会の意見を聴いて、理事長が理事会に諮って定める。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 「理事・監事及び評議員の費用弁償に関する規程」(昭和63年4月28日施行)は、廃止する。

3 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附則

1 この規程は、令和3年9月1日から施行する。

2 平成26年8月1日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。

附則

1 この規程は、令和5年6月1日から施行する。

2 令和3年9月1日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。
- 2 令和5年6月1日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和7年2月28日から施行する。
- 2 令和6年6月1日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 令和7年2月28日施行の役員及び評議員の報酬等規程は、廃止する。

別表

在任区分		基準額
理事	理事長	600,000 円
	常務理事	500,000 円
	常勤理事	200,000 円
	外部理事	100,000 円
監事	常勤監事	500,000 円
	非常勤監事	100,000 円